

一般財団法人札幌市住宅管理公社電子契約実施要綱

令和 7年12月 2日
制 定

(目的)

第1条 この要綱は、一般財団法人札幌市住宅管理公社（以下「公社」という。）の行う電子契約について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子契約 公社財務会計規程（昭和52年11月18日規程第6号。以下「規程」という。）第68条第5項に規定する電子契約をいう。
- (2) 電磁的記録 規程第68条第5項に規定する電磁的記録をいう。
- (3) 電子署名 規程第68条第5項に規定する電子署名をいう。
- (4) 電子契約サービス 公社及び相手方の指示に基づき電子署名により電子契約の締結を行う事業者署名型（立会人型）電子署名サービスをいう。
- (5) 承認者 電子契約の締結において、契約締結時又はこれに準ずる決裁書と電子署名を講じる当該電子契約の電磁的記録の内容を確認し、電子契約サービス上で承認する責任を有する者をいう。

(電子契約の利用範囲)

第3条 公社における契約（協定等契約に類するものを含む。以下同じ。）は、次に掲げるものを除き、電子契約サービスを利用した電子契約によることができる。

- (1) 法令等の定めにより書面によるべきとされている契約
- (2) 契約相手方の希望により書面により行う契約
- (3) 電子契約によることが適当でないと認められる契約

(電子契約サービス運用管理者)

第4条 電子契約サービスの運用及び管理のため、電子契約サービス運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置き、総務課長をもってこれに充てる。

2 運用管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 電子契約サービスを利用可能な状態に維持し、これを管理すること。
- (2) 電子契約サービスの安全性及び信頼性を確保し、効率的かつ適正に管理すること。
- (3) その他電子契約サービスの適正な運用を図るために必要なこと。

(承認者の設置)

第5条 各課に承認者を置き、課長又はあらかじめ課長が指名する者をもってこれに充てる。

(アカウント等の取扱い)

第6条 アカウント（電子契約サービスに接続するための権利をいう。以下同じ。）は、運用管理者が設定し、課長に付与する。

- 2 アカウントの変更は、運用管理者が行う。
- 3 アカウントの取扱いは、課長が適正に行う。
- 4 電子契約サービスに接続するために必要なパスワードの管理、設定及び変更は課長が行う。
- 5 課長は、パスワードを所属外に知られないよう厳重に管理しなければならない。

(電子契約によることの意思確認)

第7条 理事長は、契約の相手方から電子契約利用申出書（別記様式1）の提出があったときは、当該契約の相手方に電子契約サービスを利用した電子契約締結の意思があることを確認するものとする。ただし、契約相手方が共同企業体の場合は別記様式2による。

(電子契約の保存)

第8条 電子契約の原本は、電子契約サービス上に保存された電子契約に係る電磁的記録とする。

- 2 電子契約サービスからダウンロードしたデータを保存する等、前項の規定による保存以外の保存方法であっても、電子契約の有効性を妨げるものではない。ただし、電子契約の有効性に関する法令等の規定に違反する場合は、この限りではない。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8年 1月 1日から施行する。

令和 年 月 日

(宛先) 一般財団法人札幌市住宅管理公社 理事長 様

所 在 地：
商号又は名称：
代表者職氏名：
連絡先（電話）：

電子契約利用申出書

今後取り交わす契約について一般財団法人札幌市住宅管理公社と電子契約サービスを利用して契約を締結することに同意します。

併せて、建設工事請負契約にあっては、本申出書に基づき電磁的記録に法令で定める措置を講じた場合は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 19 条第 1 項及び第 2 項の規定による書面を交付したとみなすことについて、同意します。

電子契約締結に利用するメールアドレス等は次のとおりです。

【確認者 1】 ※必須

契約締結権限者	氏名		役職	
メールアドレス				

※代表者自ら電子署名を行う、もしくは契約の締結に関する権限の委任を受けた者。

【確認者 2】 ※任意（確認者 1 と同一のメールアドレス等は設定不可）

契約事務担当者	氏名		役職	
メールアドレス				

【留意事項】

- 本申出書には、押印は不要です。PDF 形式に変換し契約担当宛て（shimei@s-j-k.or.jp）に電子メールでご提出ください。
- 建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法第 19 条第 1 項及び第 2 項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置（①及び②参照）を講ずる方法により実施することについて相互に承諾するものとします。なお、本承諾後であっても、電磁的措置を講ずる方法により実施することを撤回する旨の申出があった場合、申出以降の建設工事の請負契約については書面を交付することとします。

別記様式 1

① 電磁的措置の種類

コンピュータ・ネットワーク利用の措置

② 電磁的措置の内容、ファイルへの記録の方法

電子契約サービスを通じて、送信者が PDF ファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法

令和 年 月 日

(宛先) 一般財団法人札幌市住宅管理公社 理事長 様

共同企業体名称：

<代表構成員> 所 在 地：

商号又は名称：

代表者職氏名：

連絡先（電話）：

<構成員> 所 在 地：

商号又は名称：

代表者職氏名：

電子契約利用申出書

今後取り交わす契約について一般財団法人札幌市住宅管理公社と電子契約サービスを利用して契約を締結することに同意します。

併せて、建設工事請負契約にあっては、本申出書に基づき電磁的記録に法令で定める措置を講じた場合は、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条第1項及び第2項の規定による書面を交付したとみなすことについて、同意します。

電子契約締結に利用するメールアドレス等は次のとおりです。

代表構成員

【確認者1】※必須

契約締結権限者	氏名		役職	
メールアドレス				

※代表者自ら電子署名を行う、もしくは契約の締結に関する権限の委任を受けた者。

【確認者2】※任意（確認者1と同一のメールアドレス等は設定不可）

契約事務担当者	氏名		役職	
メールアドレス				

構成員

【確認者 1】 ※必須

契約締結権限者	氏名		役職	
メールアドレス				

※代表者自ら電子署名を行う、もしくは契約の締結に関する権限の委任を受けた者。

【確認者 2】 ※任意（確認者 1 と同一のメールアドレス等は設定不可）

契約事務担当者	氏名		役職	
メールアドレス				

【留意事項】

1 本申出書には、押印は不要です。PDF 形式に変換し契約担当宛て (shimei@s-j-k.or.jp) に電子メールでご提出ください。

2 構成員の記入欄が不足する場合は、適宣表を追加してください。

3 建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法第 19 条第 1 項及び第 2 項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置（①及び②参照）を講ずる方法により実施することについて相互に承諾するものとします。なお、本承諾後であっても、電磁的措置を講ずる方法により実施することを撤回する旨の申出があった場合、申出以降の建設工事の請負契約については書面を交付することとします。

① 電磁的措置の種類

コンピュータ・ネットワーク利用の措置

② 電磁的措置の内容、ファイルへの記録の方法

電子契約サービスを通じて、送信者が PDF ファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法